

座間市 水道事業経営戦略

ZAMA-CITY water management strategy



座間市上下水道局

座間市水道事業経営戦略 目次

1 経営戦略策定の趣旨	1
1-1 経営戦略策定の目的	1
1-2 位置付け	2
1-3 計画期間	3
2 事業の概要	3
2-1 事業の沿革	3
2-2 組織体制	6
2-3 給水人口及び有収水量	7
2-4 水道料金	7
2-5 経営の状況	8
2-6 経営健全化の取組	18
3 将来の事業環境	20
3-1 行政区域内人口の見通し	20
3-2 給水人口及び給水量の見通し	20
3-3 料金収入の見通し	21
3-4 更新需要の見通し	22
3-5 組織の見通し	23
3-6 将来の経営課題	24
4 経営の基本方針	25
4-1 経営の基本方針	25
4-2 経営戦略の方向性	25

5 投資・財政計画	27
5-1 投資	27
5-2 財源	30
5-3 投資・財政計画	31
6 今後の取組	34
6-1 今後の投資についての取組	34
6-2 今後の投資以外の経費についての取組	35
6-3 今後の財源についての取組	35
7 進捗管理	36
資料編	37

※ 計数については、各項目とも表示単位未満を四捨五入しているため、表中の内訳と合計額、項目間の差額が一致しない場合があります。

01 経営戦略策定の趣旨

1-1 経営戦略策定の目的

近年の水需要は、節水機器の普及等により、平成4年度の14,854千 m^3 （年間総給水量）をピークに減少を続けており、給水普及率がほぼ100%の現在、大規模な新規開発以外での増加は見込めなくなっています。

一方で、今後老朽化した施設の更新、耐震化対策等に多額の費用が見込まれ、厳しい経営環境の中で事業を運営していかなければなりません。

このような状況の中で、水道事業のあるべき姿と今後の経営方針を示すべく、平成25年3月に厚生労働省が公表した「新水道ビジョン」を参考に、平成26年9月に「安全」、「強靱」、「持続」の観点から「座間市水道事業経営プラン」を策定しました。

このような中、総務省より平成26年8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」が発出され、水道事業を含めた公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくために、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化を図ります。

1-2 位置付け

今回策定する「経営戦略」は、将来需要に見合った施設更新をする「投資計画」と、必要な財源を計画的かつ適切に確保する「財政計画」から成り立ちます。この「投資計画」と「財政計画」は別々に策定されるものではなく、相互に関連し、収支が均衡した形となるような計画となっています。

以上を踏まえ、「経営戦略」は、本市水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続していくために、10年間以上にわたる中長期的な視点で、「座間市水道事業経営プラン」を構成する計画として位置付けています。

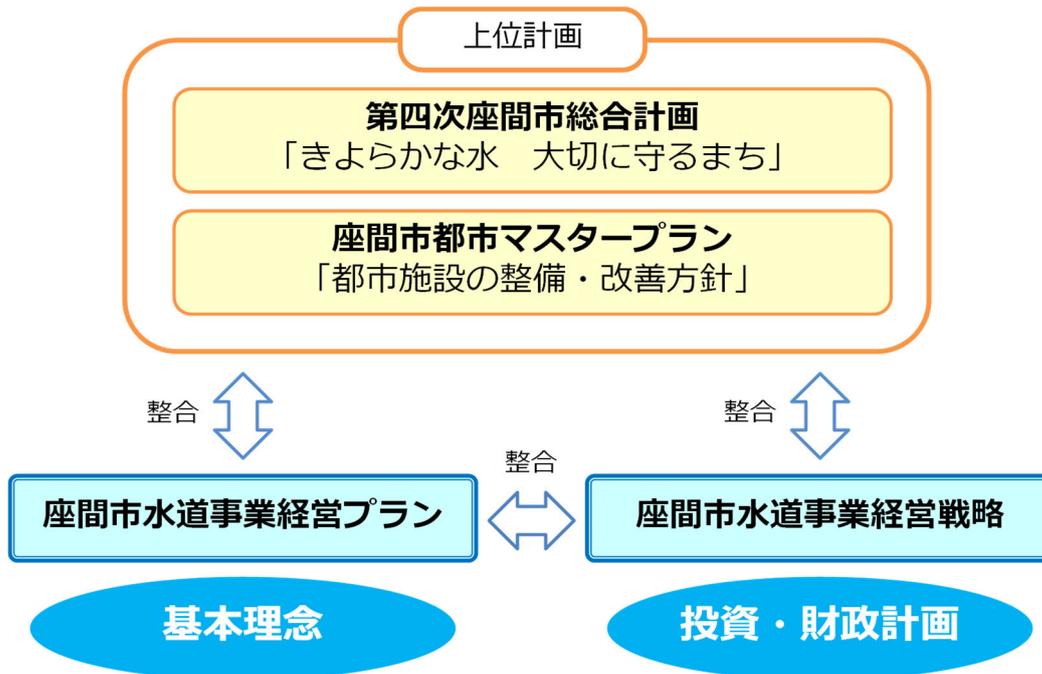


図 1.1 座間市水道事業経営戦略の位置付け

- 第四次座間市総合計画
「第四次座間市総合計画」（以下、「総合計画」という。）は、長期的視点に立って新たな時代に対応できる行政経営の指針を示し、協働による住みよいまちづくりと計画的な施策の推進を行うため、目標年度を令和 2 年度として、平成 23 年 3 月に策定されました。また、平成 27 年 10 月には、中間見直しとして三つの方針を新たに定めています。
上水道に関しては、「総合計画」の施策 38 において「**市民は、市内において、いつでもどこでも安定的に水道を使用でき、安全でおいしい水を飲むことができます。**」と目指す姿を掲げ、次の重点施策を示しています。
 - ・ 収納率を向上するとともに、適正な料金設定を行い、効率的な業務運営を図ります。
 - ・ 効率的な水道システムの構築による省力化と新エネルギー利用に努めます。
 - ・ 高経年化した水道施設の更新を進めます。
- 座間市都市マスタープラン
「座間市都市マスタープラン」は、概ね 20 年先を見据えた、まちづくりの基本的な方針を定めたものであり、「総合計画」の策定と併せ平成 23 年 3 月に改定されました。
上水道に関しては、「**地下水を主な水源とする上水道を今後も維持し、安全で安心できる水道を提供できるよう、水源涵養や高経年化した施設の改善を計画的に進めます。**」と整備・改善方針を掲げています。

1-3 計画期間

経営戦略の計画期間は10年以上を基本とし、3～5年ごとに成果の検証・評価を行います。座間市水道事業経営戦略の計画期間は次のとおりです。

座間市水道事業経営戦略の

目標年度 : 令和12年度

計画期間 : 10年間（令和3年度～令和12年度）

02 事業の概要

2-1 事業の沿革

本市水道事業は昭和27年8月の座間町議会の議決を経て、昭和28年8月に厚生、建設大臣認可を受け、昭和30年1月に一部給水を開始し、4回の拡張事業認可と6回の拡張変更認可を受け事業を展開してきました。直近の事業認可は、平成28年3月の第4次拡張変更認可で、目標年次を令和2年度とした、計画給水人口130,940人、計画一日最大給水量46,690立方メートルの計画です。

また、昭和32年に第1配水場、昭和43年に第2配水場、昭和57年に相模が丘配水場、四ツ谷配水管理所を順次施設整備し、60年以上にわたって安全でおいしい水を供給してきました。

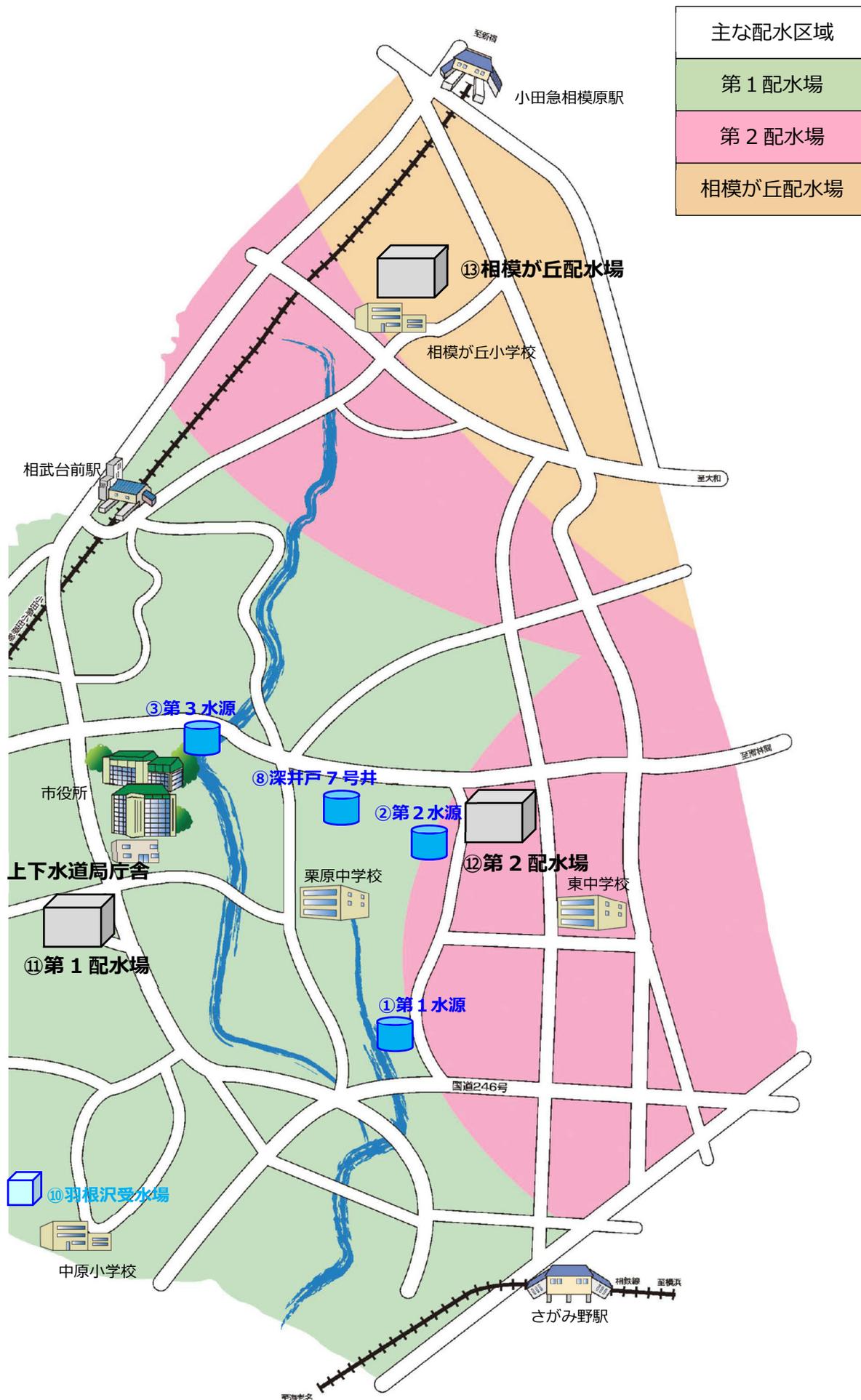
令和元年度末現在の水道施設は水源8箇所、送水施設2箇所、配水場3箇所、管路延長約336kmであり、これらの施設が座間市全域に水を供給しています。



写真 四ツ谷配水管理所（左）



四ツ谷配水管理所ポンプ室（右）



主な配水区域
第1配水場
第2配水場
相模が丘配水場

2-2 組織体制

本市上下水道局の組織は、「水道料金お客様センター」の開設をはじめ、適宜、事務の効率化や組織の合理化の実施及び検討を行ってきました。

このような中、平成 28 年 4 月からは、公共下水道事業が地方公営企業法を全部適用（組織体制・財務規定・職員の身分）したことに伴い、水道事業と公共下水道事業の二つの公営企業に公営企業管理者を設置し、上下水道局（経営総務課・水道施設課・下水道施設課の 3 課）を組織しました。

本市水道事業における令和 2 年 3 月 31 日現在の職員構成及び年齢構成は下表及び下図のとおりです。年齢構成にはグラフのとおり偏りが出ていることが分かり、事務職員と技術職員の平均年齢に約 10 歳の差が生じています。特に、技術職員の年齢が高くなっており、今後の業務における技術継承が課題となっています。

表 2.1 令和 2 年 3 月 31 日現在の職員構成

組織	職員数	事業区分	職員数
公営企業管理者	1 人	水道事業	24 人
上下水道局長	1 人	公共下水道事業	15 人
経営総務課	15 人	計	39 人
水道施設課	14 人		(公営企業管理者を除く)
下水道施設課	9 人		
計	40 人		

※給与支弁者人数

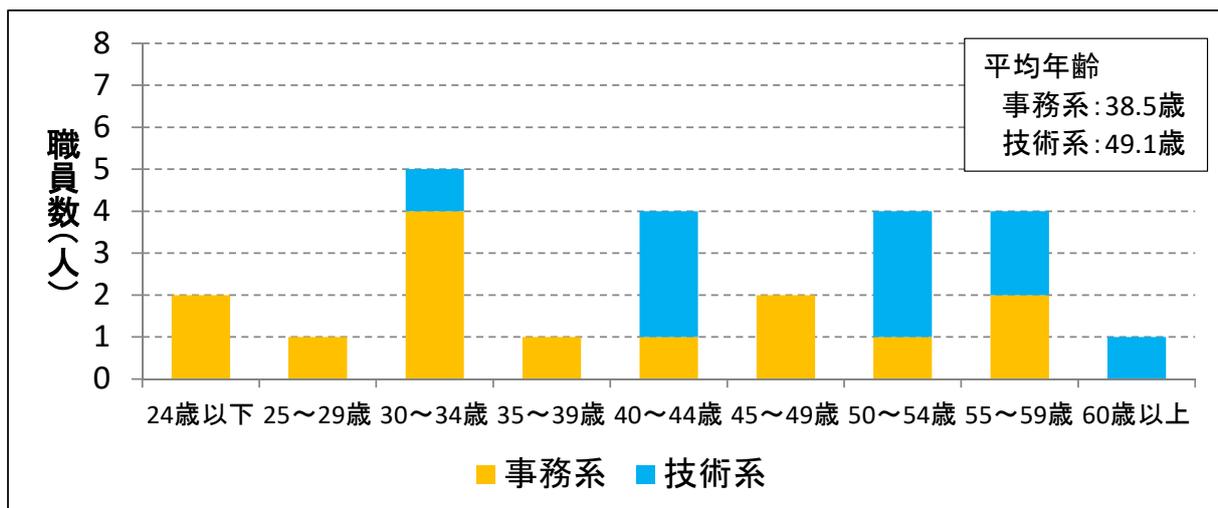


図 2.1 水道事業職員の年齢構成

2-3 給水人口及び有収水量

本市水道事業における給水人口は、近年増加傾向にあります。年間有収水量は平成 26 年度までは減少傾向でしたが、平成 27 年度以降は横ばいに推移しています。

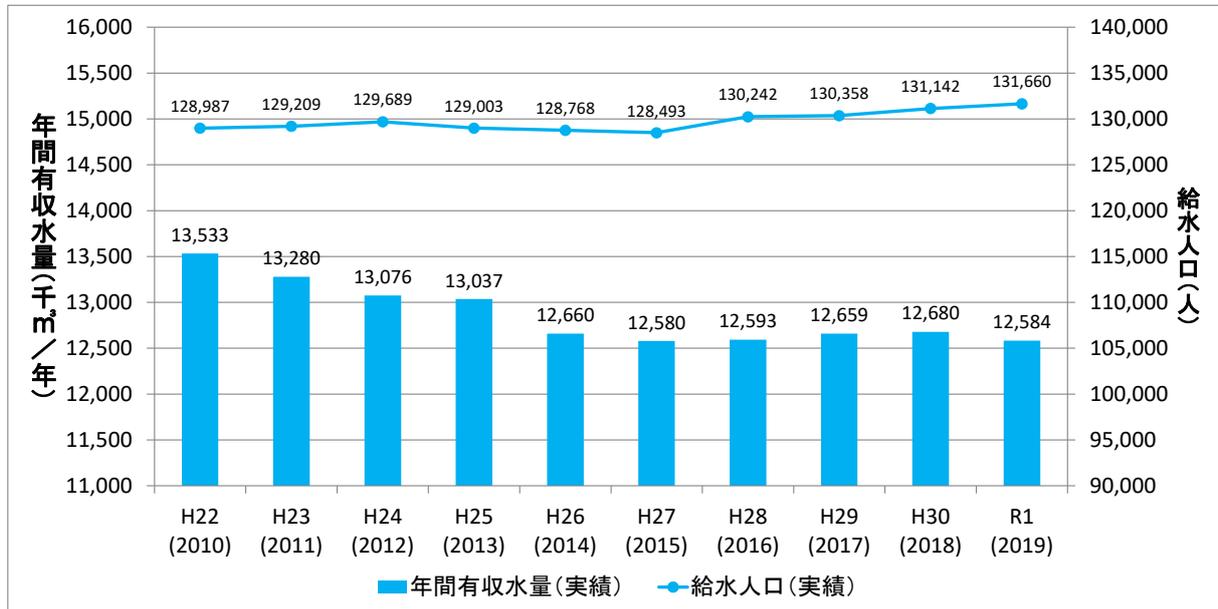


図 2.2 給水人口及び年間有収水量の実績

2-4 水道料金

本市水道事業の現行の料金体系は、一般用、浴場用、一時用の 3 種類に用途区分しています。一般用については、水道メーターの口径により定額の「基本料金」と、使用水量によって金額が変わる「従量料金」を徴収しています（下表参照）。また、従量料金について本市は逦増型料金体系を採用しています。

表 2.2 水道料金の料金体系

(1カ月につき・消費税込み)

		基本料金		従量料金	
		使用水量	料金	使用水量	料金(1m ³ につき)
用途区分	一般用(口径別)	0 ~ 8m ³			
	20mm以下		836円	9 ~ 20m ³	117円
	25mm		1,100円	21 ~ 30m ³	144円
	30mm		1,463円	31 ~ 60m ³	192円
	40mm		2,343円	61 ~ 100m ³	254円
	50mm		3,740円	101 ~ 300m ³	282円
	75mm		8,151円	301 ~ 1,000m ³	316円
	100mm		14,256円	1,001 ~ 5,000m ³	349円
	150mm以上		24,013円	5,001m ³ 以上	413円
	浴場用	0 ~ 100m ³	4,125円	101m ³ 以上	51円
一時用	0 ~ 10m ³	2,750円	11m ³ 以上	390円	

※基本水量は一般用8m³、浴場用100m³、一時用10m³

2-5-1 公営企業会計の仕組み

本市水道事業及び公共下水道事業等の公営企業の会計は、経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）を表す「収益的収支」と、施設の新設や改築等、建設改良のための費用や企業債償還金等の支出とその財源となる収入を表す「資本的収支」の2種類から構成されます。

- 収益的収入及び支出

水道サービスの対価としての料金収入等と、サービスの提供に要する支出から成り立っています。年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が計上されたものです。
- 資本的収入及び支出

建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入と住民への水道サービスの提供を維持するために要する施設の整備、拡充等の建設改良費等の支出から成り立っています。

<収益的収支と資本的収支の関係>

収益的支出のうち、減価償却費等の現金支出を伴わない費用（損益勘定留保資金）と純利益による内部留保資金により、資本的収支の不足額を補填することで、事業経営を行っています。

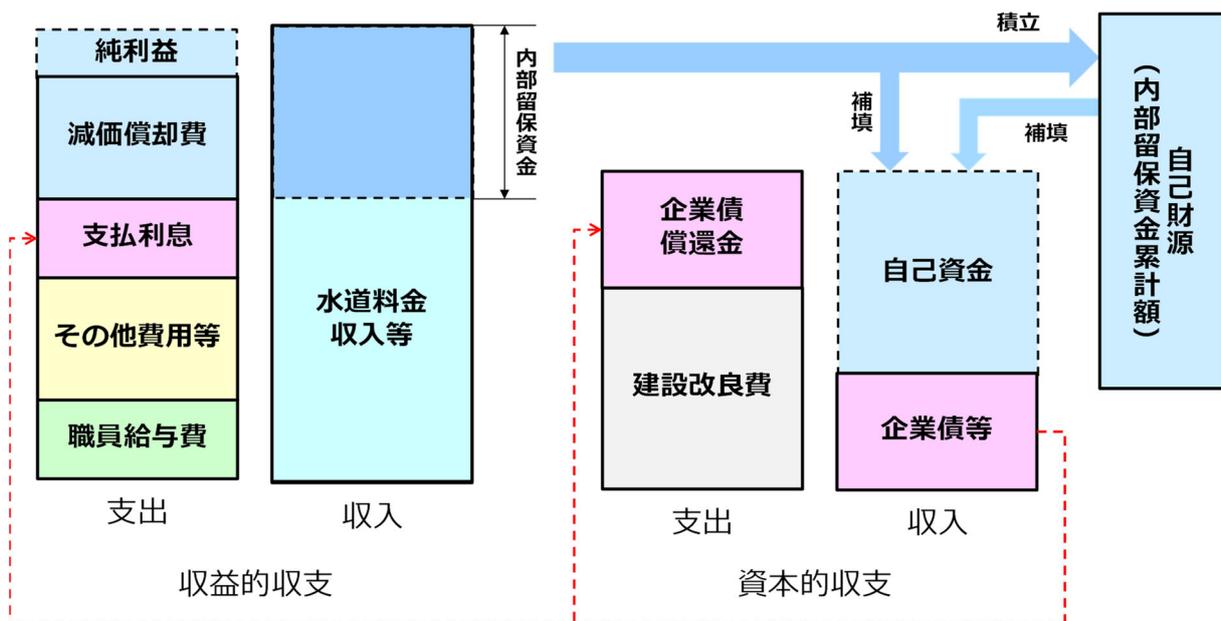


図 2.3 公営企業会計の仕組み

2-5-2 収益的収支

収益的収支は、10年前と比較して収入が料金改定等の影響等により約2億円増加する一方で、支出の増加は小さく経営状況は改善されました。発生した利益は、資本的収支の不足額に充当しています。

(単位:百万円、税抜)

年 度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
収益的収入	1,791	1,845	1,922	1,997	2,063	2,110	2,095	2,087	2,156	2,003
収益的支出	1,796	1,810	1,770	1,872	1,923	1,833	1,774	1,862	1,930	1,886

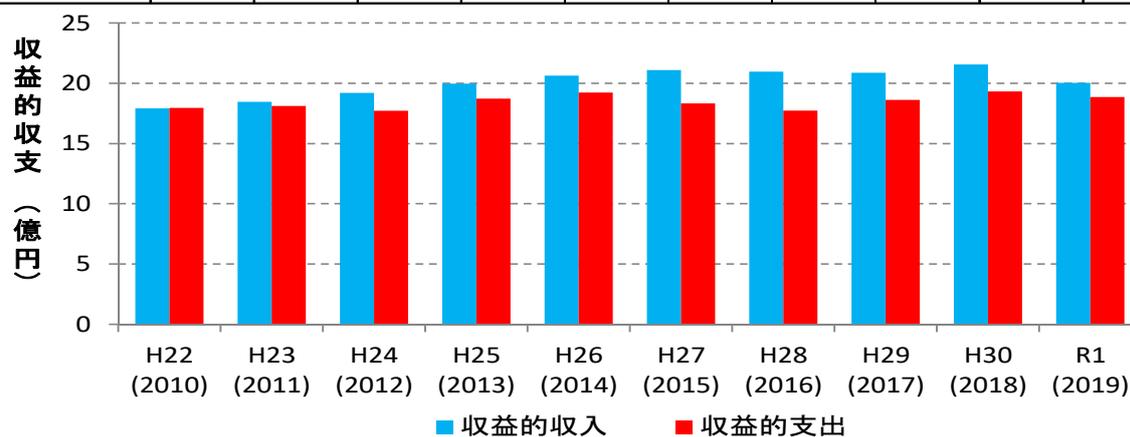


図 2.4 収益的収支の実績

2-5-3 資本的収支

過去10年間の資本的収支は、純利益や損益勘定留保資金等で発生した内部留保資金で資金不足額の財源補填が可能であったことから、健全経営を行うため、企業債の借入をできる限り抑制し、必要な内部留保資金を確保した上で自己財源により収支の均衡を図りました。

(単位:百万円、税込)

年 度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
資本的収入	304	150	535	640	295	520	396	401	426	309
資本的支出	746	420	1,524	1,795	1,211	996	1,260	890	1,292	965

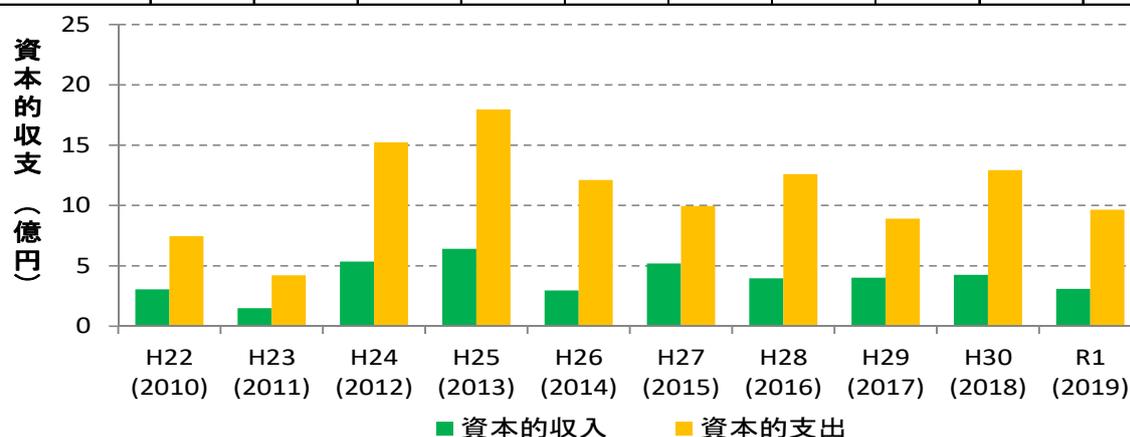


図 2.5 資本的収支の実績

2-5-4 費用構成

収益的支出の費用構成については、10年前と比較して職員給与費や受水費が減少している一方で、その他維持管理費や減価償却費が増加しています。

その他維持管理費の増加の理由として、料金徴収・検針業務等における包括業務委託（水道料金お客様センター）の推進に伴う委託料の増加や、水道施設の経年化に伴う修繕費の増加が挙げられます。

(単位:百万円、税抜)

年 度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
職員給与費	192	183	146	144	158	150	139	154	151	168
受水費	483	458	469	469	482	454	396	394	394	394
その他 維持管理費	547	597	584	679	646	579	588	663	720	656
減価償却費	534	538	537	544	599	613	615	616	630	635
支払利息	40	34	34	36	38	37	36	35	35	33
合 計	1,796	1,810	1,770	1,872	1,923	1,833	1,774	1,862	1,930	1,886

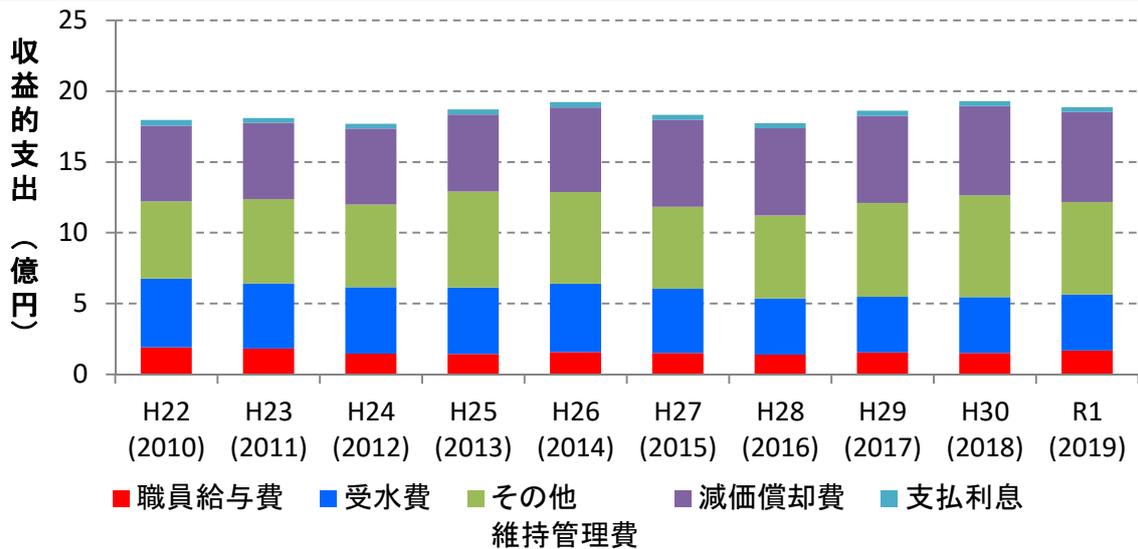


図 2.6 収益的支出の費用構成

2-5-5 供給単価と給水原価

供給単価は、平成 23 年 10 月 1 日に実施した料金改定後（平均改定率 15%程度）に上がっています。給水原価については変動があり、概ね横ばいで推移しています。また、料金回収率（=供給単価÷給水原価）は過去 10 年において、その多くが 100%を下回っています。以上のことから、水道水を供給するための運転費用（人件費、受水費、委託料、修繕費他）を給水収益で賄うことができていない状況です。

(単位:円/m³)

年 度	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
供給単価	113.0	117.9	128.3	128.0	127.5	127.5	128.1	128.5	129.9	129.3
給水原価	131.9	135.6	135.0	138.3	135.3	127.3	123.1	129.3	128.0	131.8
料金回収率 (%)	85.7	87.0	95.1	92.6	94.2	100.2	104.0	99.4	101.5	98.1

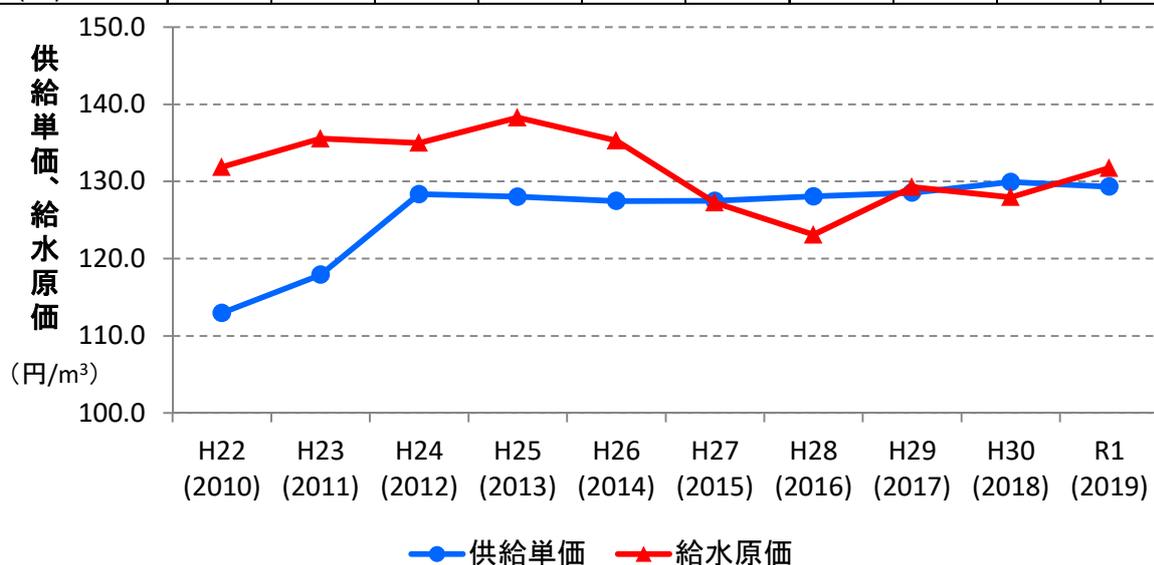


図 2.7 供給単価と給水原価の実績

2-5-6 経営指標による現状分析

総務省が公表している経営比較分析表に記載の経営指標等を用いて、本市水道事業の経営状況について現状分析しました（下表参照）。

表 2.3 現状分析に使用した経営指標

指標分類	経営指標
収益性	①経常収支比率、②給水原価、③供給単価、 ④料金回収率
効率性	⑤施設利用率、⑥有収率
安全性	⑦流動比率、⑧企業債残高対給水収益比率
施設の老朽化状況	⑨有形固定資産減価償却率、⑩管路経年化率、 ⑪管路更新率

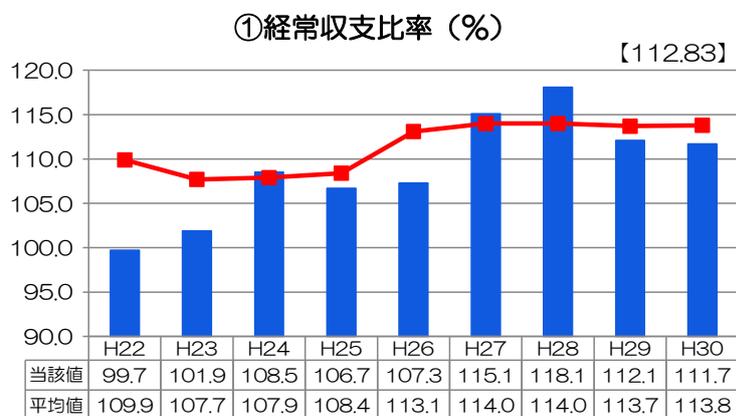
- ※ 本経営指標は、類似団体との経営環境比較を可能とするため、各年度の地方公営企業決算状況調査等を基礎とし、集計したデータに基づき作成したものです。
- ※ 指標中の棒グラフ（当該値）は座間市実績値、折れ線グラフ（平均値）は類似団体（給水人口 10～15 万人）の平均値を表しています。図右上の【】は平成 30 年度全国平均値です。

①経常収支比率

【指標の意味】

当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。単年度の収支が黒字であることを示す「100%以上」となっていることが必要であり、数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要です。

【算出式】 経常収益÷経常費用×100



②供給単価

【指標の意味】

有収水量 1 m³ 当たりについて、どれだけの収入（料金収入）を得ているかを表す指標で類似団体や本市周辺の水道事業体と比較し、分析することが重要です。

【算出式】 給水収益 ÷ 年間総有収水量



【分析結果】

平成 23 年 10 月 1 日の料金改定後に上がっていますが、全国平均や類似団体平均を下回る水準であり、安価な料金設定であることが分かります。

【周辺水道事業 (H30)】

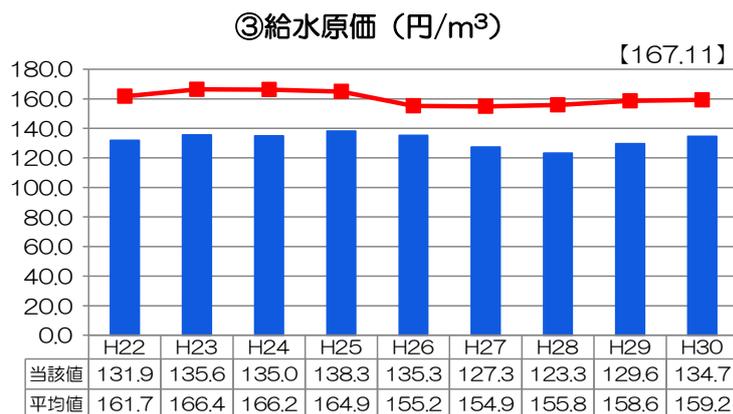
- ・神奈川県 157.3 円
- ・横浜市 170.1 円
- ・秦野市 120.5 円

③給水原価

【指標の意味】

有収水量 1 m³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標で類似団体や本市周辺の水道事業体と比較し、分析することが重要です。

【算出式】 (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附带事業費) - 長期前受金戻入) ÷ 年間総有収水量



【分析結果】

過去 10 年間については変動はありますが、概ね横ばいで推移しています。全国平均や類似団体平均を下回る水準です。

【周辺水道事業 (H30)】

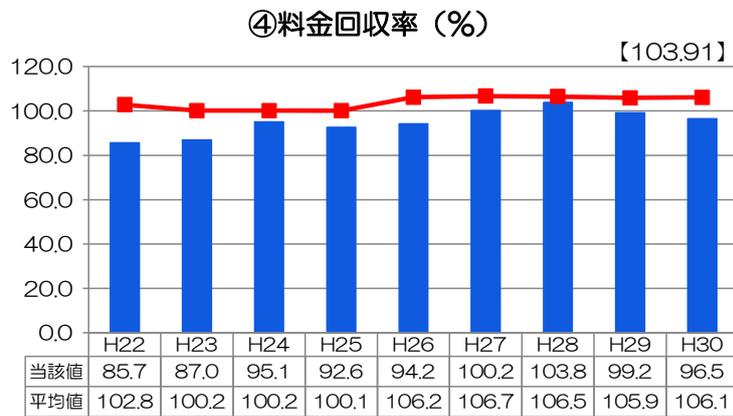
- ・神奈川県 153.0 円
- ・横浜市 170.5 円
- ・秦野市 114.7 円

④料金回収率

【指標の意味】

給水に係る費用が、どの程度料金収入で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能です。給水原価が供給単価を下回っている場合、料金回収率が100%を下回り、給水に係る費用が料金収入以外の収入で賄われていることを示しています。

【算出式】 供給単価÷給水原価×100



【分析結果】

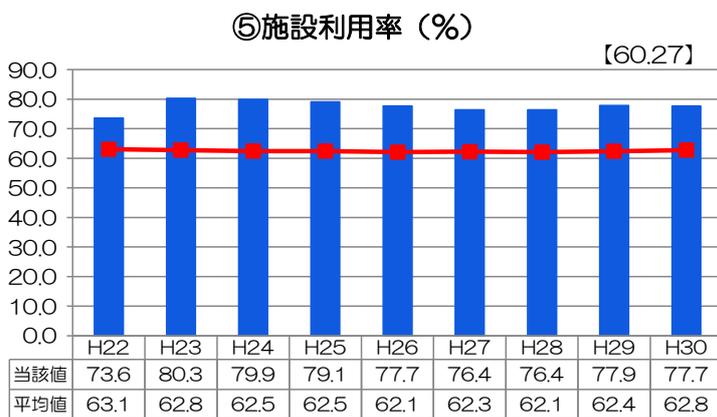
過去10年間、100%前後で推移しています。このことから、現状では給水に係る経費分を料金収入で安定的に賄えていない状況であり、100%を下回る部分については水道利用加入金等で補っています。

⑤施設利用率

【指標の意味】

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。一般的には高い数値であることが望まれます。

【算出式】 一日平均配水量÷一日配水能力×100



【分析結果】

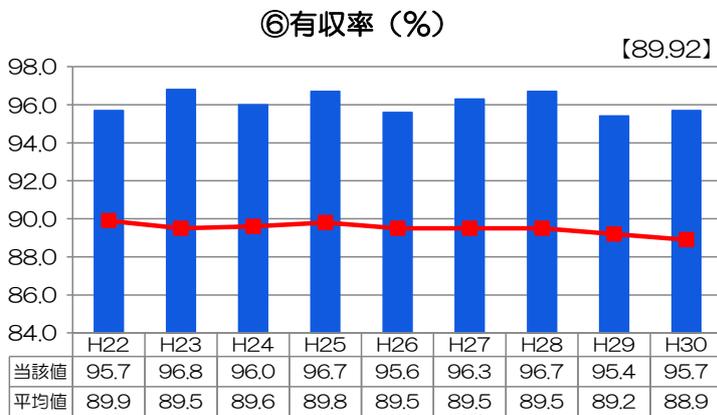
過去10年間、数値は横ばいで推移しており、全国平均や類似団体平均を上回る水準を維持しています。他水道事業と比較して、水道施設の効率性が確保されている（利用状況が高い）ことを表しています。

⑥有収率

【指標の意味】

施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されています。

【算出式】 年間総有収水量÷年間総配水量×100



【分析結果】

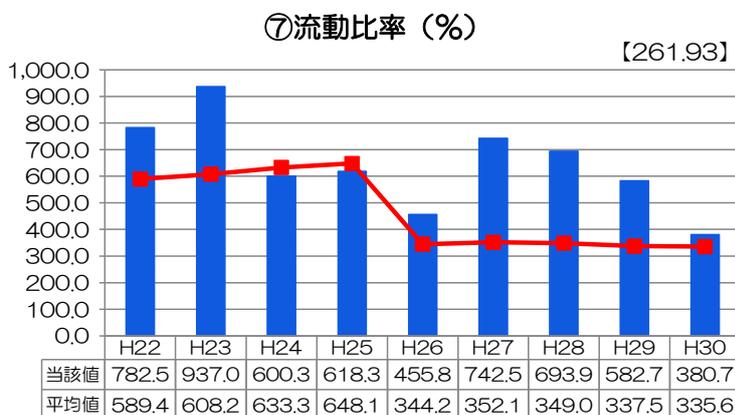
全国平均や類似団体平均を5ポイント以上上回る水準を維持しています。水道施設や給水装置を通して配水される水量が収益に結びついており、漏水量が少ないことを表しています。

⑦流動比率

【指標の意味】

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示すもので、100%以上であることが望まれます。

【算出式】 流動資産÷流動負債×100



【分析結果】

過去10年間数値は変動していますが、常に100%以上であり、短期的な債務に対する支払能力は問題ありません。全国平均や類似団体平均を上回る水準を維持しています。

⑧企業債残高対給水収益比率

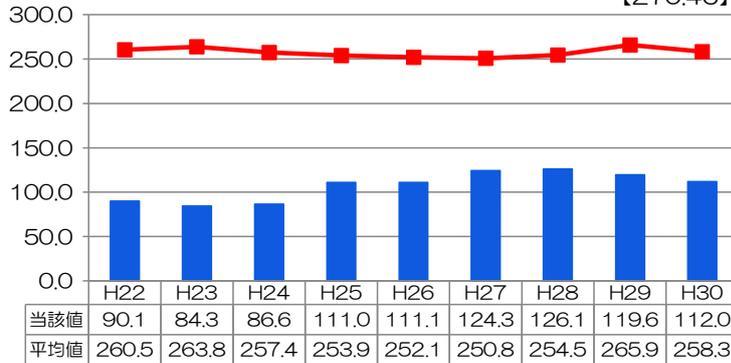
【指標の意味】

給水収益（料金収入）に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。数値が低いほど、将来世代への負担が小さいといえます。

【算出式】 企業債現在高合計÷給水収益×100

⑧企業債残高対給水収益比率（％）

【270.46】



【分析結果】

過去10年間、100%前後で推移しており、全国平均や類似団体平均を下回る水準を維持しています。将来世代への負担が小さい健全な経営が行われています。

⑨有形固定資産減価償却率

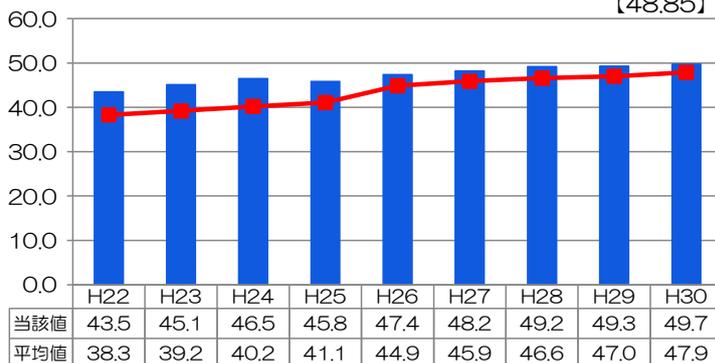
【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

【算出式】 有形固定資産減価償却累計額÷有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100

⑨有形固定資産減価償却率（％）

【48.85】



【分析結果】

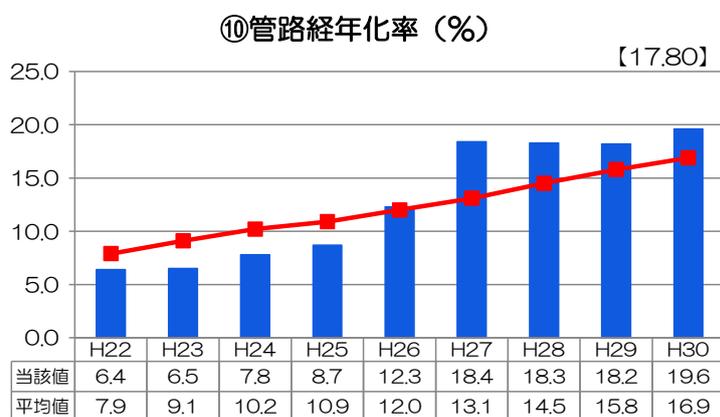
全国平均や類似団体平均と同程度の水準であり、数値は年々増加しています。施設の更新等の必要性が高まってきていることが分かります。

⑩ 管路経年化率

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示しています。一般的に、数値が高い場合は、法定耐用年数を超過した管路を多く保有しており、管路の更新等の必要性を推測することができます。

【算出式】 法定耐用年数を超過した管路延長 ÷ 管路延長 × 100



【分析結果】

過去 10 年間の数値は増加傾向にあり、平成 27 年度以降は全国平均や類似団体平均を上回っています。法定耐用年数を超過した管路については、長寿命化の可能性を判断の上、耐震化と合わせた計画的な管路更新が必要といえます。

⑪ 管路更新率

【指標の意味】

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できます。管路を法定耐用年数 40 年で更新する場合は、管路更新率 2.5% となります。

【算出式】 当該年度に更新した管路延長 ÷ 管路延長 × 100



【分析結果】

平成 24 年度以降、積極的な管路更新により高い水準を維持してきましたが、近年、難工事が増加傾向にあり、数値が下がっています。しかし、依然として全国平均や類似団体平均を上回っており、管路の健全な状態を保つための取組が進められています。

2-6 経営健全化の取組

経営効率化に向けて、これまでに実施した取組は次のとおりです。

- **公営企業管理者及び上下水道局の設置**

平成 28 年 4 月から公共下水道事業は地方公営企業法を全部適用し、地方公営企業となり、二つの公営企業を運営していくことになったことから、地方公営企業法第 7 条「管理者の設置」で規定されている、「地方公営企業の業務を執行させるため、第 2 条第 1 項の事業ごとに管理者を置く」と、同条ただし書き「二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる」に基づき、公営企業管理者を設置し、市長事務部局から独立した「上下水道局」を設置しました。

公営企業管理者を設置することで、より経済性の発揮、自主独立性及び、機動的に活動できるようになり、市との実質的な権限と責任の明確化を図ることができました。

- **公民連携により上下水道局庁舎を建設**

上下水道局庁舎の設計・建設・維持管理等に関しては、民間事業者が一括して業務を取り扱う公民連携の手法を用いた事業方式（PPP によるリース方式）により行い、平成 30 年 4 月に市役所から上下水道局庁舎へ事務所を移転しました。

公民連携で行うことにより、民間事業者のアイデア等を随所に盛り込み、柔軟な発想の中で庁舎の設計・建設を行いました。上下水道局は、民間事業者から庁舎を賃借することで、経費の平準化を図ることができました。

庁舎の賃借期間は 20 年間とし、契約期間満了後は、建物の所有権が上下水道局へ無償で譲渡されます。



写真 上下水道局庁舎

- **水道料金お客様センターの開設**

平成 23 年 10 月から、「水道料金お客様センター」を開設し、水道料金及び下水道使用料の徴収業務や、水道使用の開始・中止及び名義変更等の受付業務を包括的に委託しています。開設当初は、市役所から離れた場所で運営していましたが、上下水道局庁舎の完成に伴い、同じ庁舎の中で一体的に業務を行うことで、より利便性の向上が図られました。

現在、上下水道局庁舎 1 階に「水道料金お客様センター」の窓口を設置しています。



写真 水道料金お客様センター（上下水道局庁舎 1 階）

- **水道料金及び下水道使用料納入方法の多様化に対応**

水道料金及び下水道使用料納入方法については、従来の納付書払いの他に便利な口座振替による対応も行っていましたが、生活スタイルの多様化に対応すべく、クレジットカード払いや LINE Pay 等、より利便性の高い納入方法を導入しています。

- **公共下水道工事や道路改良工事との同時施工**

公共下水道工事や道路改良工事に併せて老朽化した配水管を布設替することで掘削・埋め戻し等の費用を削減し、工事の金銭的・時間的なコスト低減を図ることができました。

03 将来の事業環境

3-1 行政区域内人口の見通し

行政区域内人口の推計値は、令和2年10月に作成した「座間市の人口推計」に基づいています。本推計では、基準日を令和2年10月1日とし、基本的にコーホート要因法※を用いて人口推計を行っています。推計の結果、令和3年以降は人口が減少していくことが予想されます。

※年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡・出生・転入出）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

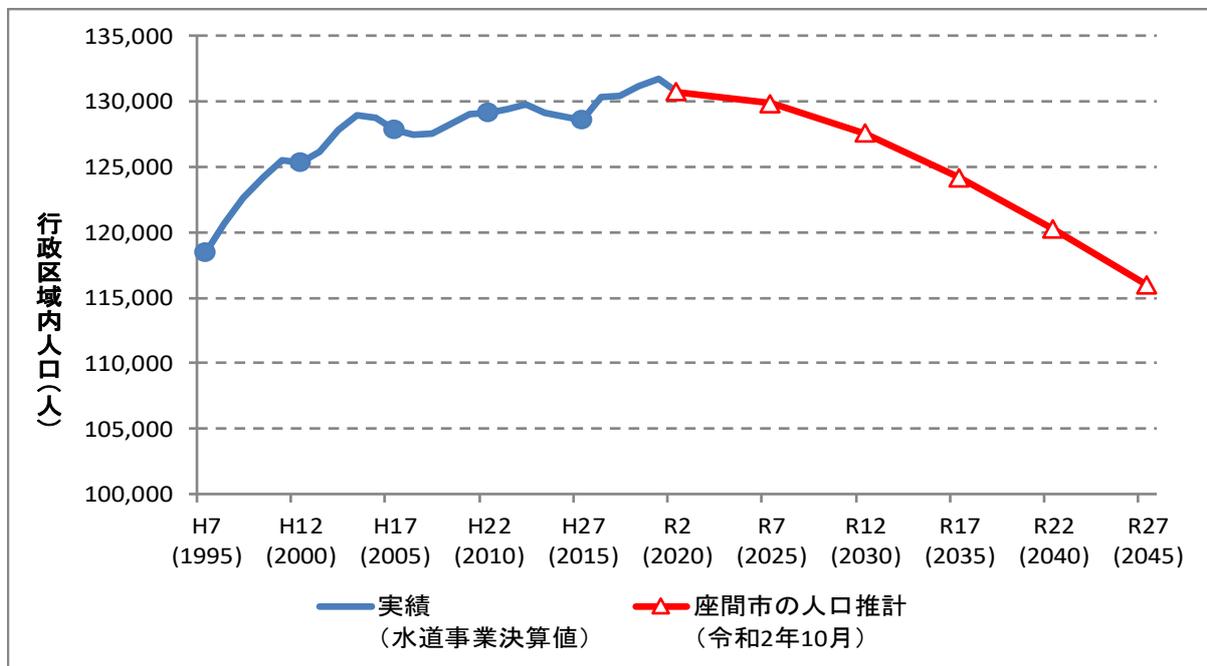


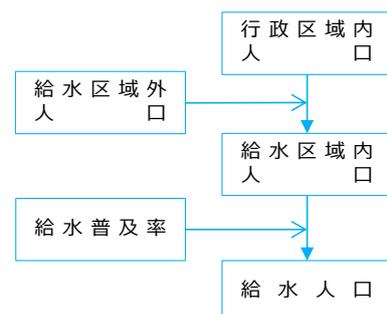
図 3.1 行政区域内人口の見通し

3-2 給水人口及び給水量の見通し

給水人口は、令和元年度までの行政区域内人口と給水人口の推移及び将来の行政区域内人口の見込み等から推計しました。

給水人口の推計結果は次のとおりです。

給水量は、生活用と業務営業用に分類して、それぞれについて次のとおり予測しました。



- 生活用

生活用水量は将来の一人 1 日使用水量を予測し、その予測値に給水人口の推計値を乗じることで予測しました。

- 業務営業用

業務営業用水量は、過去 10 年間の時系列傾向分析結果を踏まえ、令和元年度実績値で一定としました。

以上を踏まえた予測結果は次のとおりで、給水人口の減少に伴い給水量が減少していく見通しです。

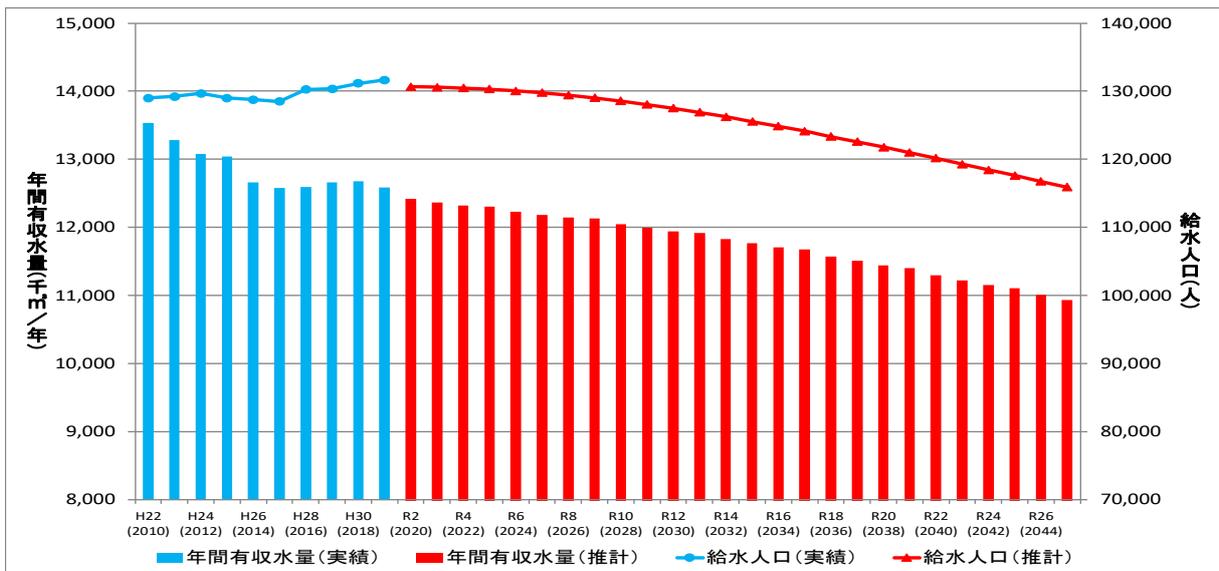


図 3.2 給水人口及び給水量の見通し

3-3 料金収入の見通し

料金収入は、予測した給水量に令和元年度の供給単価を乗じて算出しています。供給単価については、平成 23 年度の水道料金改定以降は大きく変化していないことから、最新の実績値を採用しました。

今後は、給水量の減少に伴い、料金収入は減少していく見通しです。

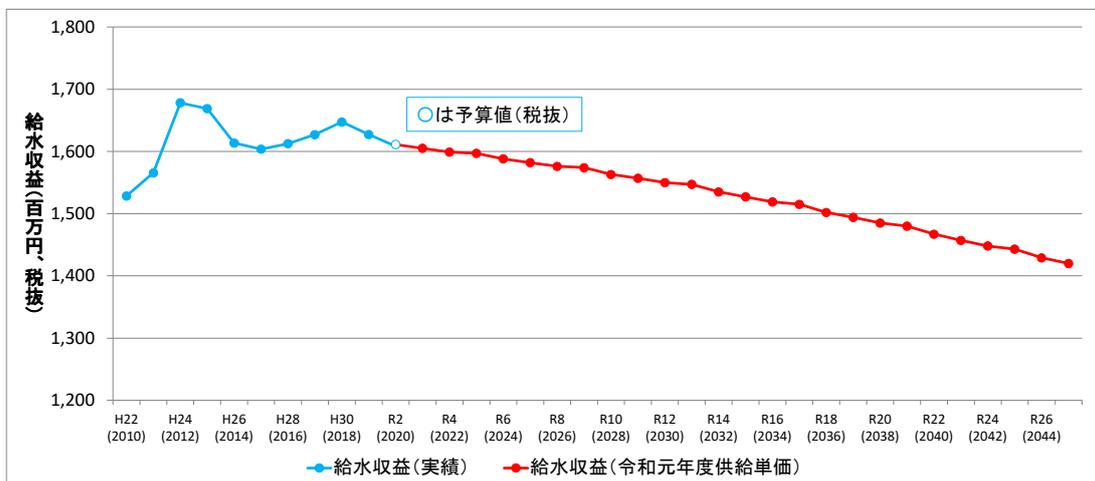


図 3.3 給水収益の見通し

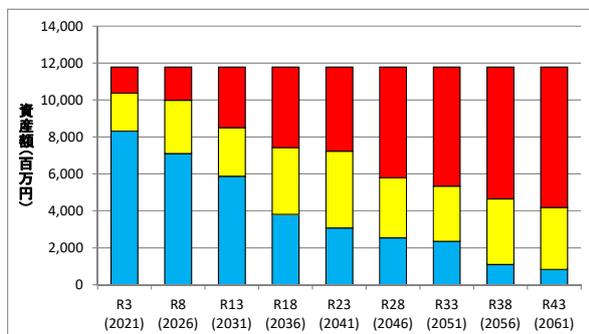
3-4 更新需要の見通し

アセットマネジメント（資産管理）を通じて、水道施設の更新需要を推定しました。

今後、水道施設及び管路を更新しなかった場合、次の図のとおりになります。現在、構造物及び設備、管路のそれぞれにおいて、築年数から経過した年数が法定耐用年数以内の資産に占める割合は70%以上となっていますが、経営戦略の計画期間である令和12年度には50%程度への低下が予測されます。

将来的に水道施設及び管路の健全性を維持していくためには、計画的な更新が必要です。会計上の減価償却期間である法定耐用年数を用いて更新した場合、今後40年間の更新費用を平均すると、毎年約15億円の費用が必要になります。

構造物及び設備



管路

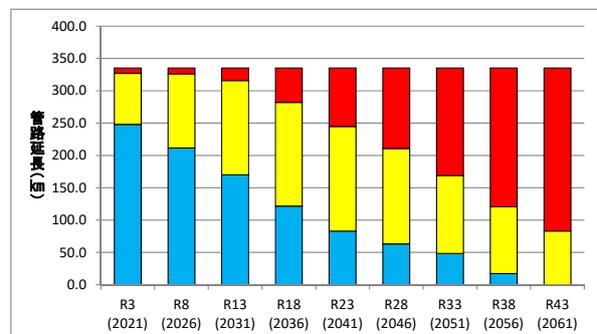


図 3.4 経過年数の推移

分類	内 容
■	築年数から経過した年数が法定耐用年数以内の資産
■	築年数から経過した年数が法定耐用年数の1~1.5倍の資産
■	築年数から経過した年数が法定耐用年数の1.5倍超の資産

3-5 組織の見通し

本市水道事業は、公営企業として事業経営を行い、常に組織の合理化に努めてきました。下図に示すように 20 年前と比べると、職員数は 4 割削減しています。

また、平成 28 年 4 月から新たに上下水道局を組織したことにより、組織の合理化に関し一定の成果を出すことができました。今後も実務の効率化を図り、職員の能力向上のための育成や研修の充実化を図っていくことが必要です。

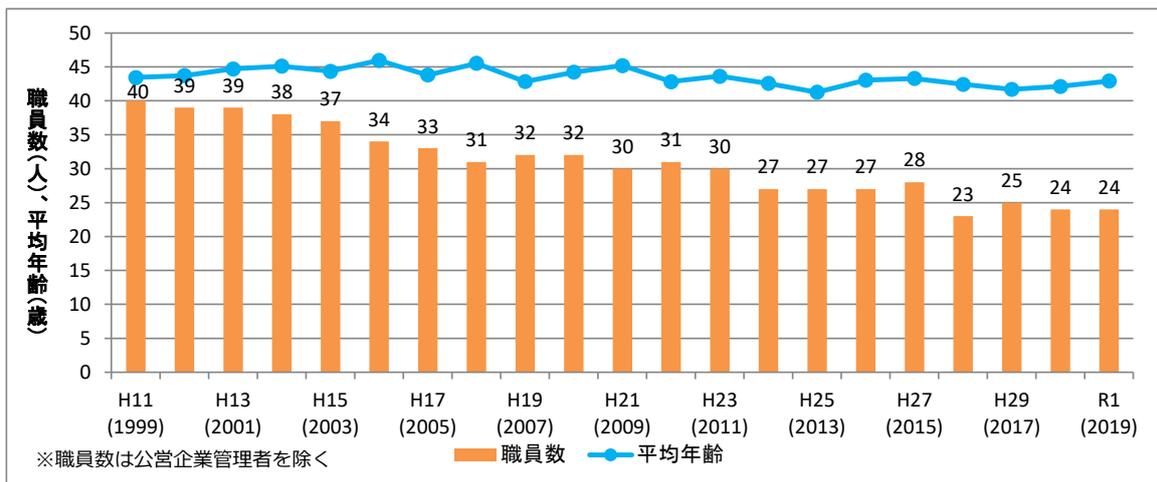


図 3.5 職員数及び平均年齢の推移

3-6 将来の経営課題

3-1～3-5 を踏まえ、本市水道事業における将来の経営課題は以下のとおりです。

- **水需要の減少**

本市の給水人口の将来推計は、長期的に減少傾向にあります。水道水の使用の多くを支える生活用水量は、人口減少に伴い減少していくものと想定されます。

- **料金収入の減少**

水需要の減少は料金収入の減少につながります。料金収入等が減少する中、健全な水道事業の経営を持続するためには、より一層の経営の効率化や合理化を図る必要があります。

- **水道施設の老朽化**

法定耐用年数を超過する水道施設が増加していく中で、適切な補修や新技術の導入による長寿命化を図り、計画的な水道施設の更新を進める必要があります。

- **危機管理の強化**

今後想定される巨大地震等の自然災害において被害を最小限にとどめるため、計画的な水道施設の耐震化を進める必要があります。

- **資金の確保**

水道施設の更新及び耐震化を進めるためには資金の確保が必要です。将来世代への負担軽減と財政の健全性を考慮し、企業債の借入や適正な水道料金体系の設定について検討する必要があります。

- **組織の適正化**

本市水道事業は、「水道料金お客様センター」等をはじめとする民間事業者への委託を進め、事業の継続や組織の適正化を図っています。

今後も現状の組織体制を確保しつつ、公民連携による事業の推進や技術継承を念頭とした人材育成を行っていくことで、事業規模に見合った組織体制を構築していく必要があります。

- **事業の広域化**

県が策定する「神奈川県水道ビジョン（水道広域化プラン）」との調整を図り、広域化の問題及び課題を関係する団体間で整理していく必要があります。

04 経営の基本方針

4-1 経営の基本方針

経営の基本方針は、「座間市水道事業経営プラン」と同様に、「次世代へ おいしい座間の水をつなぐ」を基本理念として掲げ、本市の将来を見据えた水道の理想像を「安全」、「強靱」、「持続」の観点から捉えます。

◆ 座間市水道事業経営プランの基本理念 ◆

次世代へ おいしい座間の水をつなぐ



安全な水道 … 市民が、いつでもどこでも水をおいしく飲める水道

強靱な水道 … 自然災害等による被災を最小限にとどめ、被災した場合であっても迅速に復旧できるしなやかな水道

水道サービスの持続 … 給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道

4-2 経営戦略の方向性

経営戦略においては「水道サービスの持続」、すなわち「給水人口や給水量が減少した状況においても、健全かつ安定的な事業運営が可能な水道」を堅持し、「投資・財政計画」の収支が均衡したものになるように経営を目指します。

4-2-1 適正な料金設定と財政計画

- **安定した経営**

安定した水道事業経営を持続するため、経営戦略に掲げた事業を計画的に実施するとともに、水道事業を取り巻く環境の変化に柔軟な対応ができるよう努めます。

- **健全経営のための経営改革**

民間活力の導入を調査・研究することにより、業務の効率化や経費の削減といった経営改革に取り組みます。

- **資金の確保**

主要施設の整備には多額の資金を必要とすることから、将来世代への負担軽減と財政の健全性を配慮した上で企業債の発行を行います。

- **適正な水道料金設定の検討**

人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の更新及び耐震化に対応するため、投資試算、財源試算により費用が収益を上回る収支ギャップが発生した場合は、水需要の減少の影響を受けにくい水道料金体系及び料金水準への見直しを検討します。

4-2-2 適正な施設の管理

- **施設の適正規模の検討**

水道管網の再編成により、施設の適正規模の検討を行い効率的な運営を図ります。

4-2-3 組織力の向上

- **他事業体との交流による職員能力の向上**

近隣事業体との交流により、それぞれが有する経験や技術に触れることにより、職員の能力向上を図ります。

- **人材の育成と組織力の向上**

水道事業に必要な専門的知識を得るため、計画的に研修に参加し、職員の育成と組織力の向上に努めていきます。

05 | 投資・財政計画

5-1 投資

5-1-1 投資計画

「座間市水道事業経営プラン」の基本理念である「次世代へ おいしい座間の水をつなぐ」の実現に向け、経営の基本方針である「安全な水道」、「強靱な水道」、「水道サービスの持続」に基づき、施策の重点化や優先順位付けを行い、計画的に事業に取り組みます。計画期間である令和 12 年度までの 10 年間の主な事業内容及び事業費は次のとおりです。

表 5.1 10 年間の主な投資計画

(単位：百万円、税込)

基本方針	事業名	事業費
安 全	耐塩素菌対策施設設置工事	約 1,000
	第 1 配水場	
	第 2 配水場	
強 靱 持 続	施設設備整備工事	約 7,000
	老朽管布設替工事	
	第 1 配水場再編成工事	
	基幹管路整備工事	
	四ツ谷配水管理所中央監視機能増設工事	
合 計		約 8,000

5-1-2 重点事業

- **耐塩素菌対策施設設置工事**

安心・安全な水道水の供給のため、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原体への対策として、第1配水場及び第2配水場に紫外線処理施設を設置します。

- **老朽管布設替工事**

経年化した管路の漏水事故等を未然に防止し、有収率の向上等の効率的な施設運営を行うため、管種、布設年度を踏まえ、漏水の多い鉛製給水管の解消、耐震性の向上等の計画的な更新を実施し、管路の老朽化の抑制及び耐震化を図ります。

- **第1配水場再編成工事**

配水施設の耐震化をはじめ、四ツ谷配水管理所を第1配水場に機能移転し、4つの水源井戸から配水場に原水を送る中継地点としての役割、遠隔監視制御及び配水管理機能を集約します。

- **基幹管路整備工事**

第1配水場再編成工事の実施に伴い、四ツ谷配水管理所の中継地点としての役割を変更し、水源井戸から直接第1配水場へ送る導水管の整備を進めていきます。

このことにより基幹管路の耐震化を図り、同時に省エネルギー化に寄与することになります。

- **四ツ谷配水管理所中央監視機能増設工事**

市内の各水道施設にあるポンプ等の運転や、水質等の情報を集中的に監視制御する中央監視装置の更新及び設備を増強し、維持管理の充実に向け機能の強化を図ります。本事業は令和元年度から着工しており、令和3年度に竣工予定です。



写真 四ツ谷配水管理所中央監視室

5-1-3 投資以外の経費

投資以外の経費（収益的支出及び投資以外の資本的支出）の考え方は、次のとおりです。

表 5.2 収益的支出及び投資以外の資本的支出の考え方

項目		考え方	
収益的支出	営業費用	職員給与費	令和元年度決算値を踏まえ、今後の見込額を計上
		動力費	令和元年度決算値で一定
		修繕費	令和元年度決算値で一定
		委託料	令和元年度決算値を踏まえ、今後の見込額を計上
		受水費	令和元年度決算値で一定
		その他経費	令和元年度決算値で一定
	減価償却費	令和 2 年度以降の取得資産については減価償却計算により加算	
	営業外費用	支払利息	過年度の企業債発行実績及び試算に用いた計画期間中の新規発行額に基づき計上
		その他の営業外費用	令和元年度決算値で一定
資本的支出	企業債償還金	支払利息と同じ方法で計算	
	その他経費	近年は、有価証券購入による資金運用を行ってきたが、投資に係る財源確保のため、令和 3 年度以降は計上しないものとした	

5-2 財源

財源の考え方を以下に示します。

表 5.3 収益的収入及び資本的収入の考え方

項目		考え方	
収益的収入	営業収益	料金収入	「料金収入の見通し」参照 毎年度の年間総有収水量に供給単価を乗じて算出
		受託工事収益	令和元年度決算値で一定
		その他の営業収益	令和元年度決算値で一定
	営業外収益	補助金	令和2年度予算値で一定
		長期前受金戻入	水道施設を建設する際に交付された補助金等について、減価償却見合い分を各年度に計上
		水道利用加入金	令和元年度決算値を踏まえ、今後の見込額を計上
		その他の営業外収益	令和元年度決算値で一定
資本的収入	企業債	投資計画に基づき、現行制度により発行額を計上	
	他会計負担金	総務省繰出基準に基づき、消火栓等に要する経費を計上	
	国（都道府県）補助金	将来的に補助要件が変わる可能性があるため、計上しないものとした	
	工事負担金	令和元年度決算値で一定	
	その他	過去の有価証券投資分に対して、償還収入を計上	

5-3-1 基本方針

持続可能な水道事業を継続していくためには、費用が収益を上回る収支ギャップを解消し、「投資試算」と「財源試算」の収支を均衡させる必要があります。そのため、経営の効率化・合理化の取組を進めた上で、なおも不足する財源については、「水道料金の改定」、「企業債の発行」により財源不足を解消していく必要があります。

計画期間における「投資・財政計画」の策定に当たっては、水道料金の定期的な見直し、企業債の計画的な活用を検討し、収益的収支の「経常利益」、「当年度純利益」の確保、または「当年度純損失」が発生した場合でも、「累積欠損金」が発生しないこと及び「補填財源」を今後も確保できるよう「投資・財政計画」を作成しました。

5-3-2 投資の平準化

水道施設の適切な補修や新技術の導入により、水道施設及び管路の長寿命化が期待できることから、事業費の平準化を図り計画的な更新を行うため、「実使用年数に基づく更新基準の設定例（厚生労働省）」等に基づき、主な水道施設の目標使用年数を次のとおりとしました。

表 5.4 主な水道施設の目標使用年数

施設の分類	目標使用年数の考え方
管路	<ul style="list-style-type: none"> ● ダクタイル鋳鉄管：耐震型継手 80 年、K 形継手(良い地盤)70 年、前記以外のダクタイル鋳鉄管 60 年 ● ポリエチレン管（融着継手）：60 年 ● 経年管（上記以外の管種）：40 年
土木施設・ 建築施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 土木施設：73 年 ● 建築施設：70 年

5-3-3 財源対策

- **水道料金**

本市は、平成 23 年度の水道料金改定以降、料金徴収等業務の包括的民間委託の導入（「水道料金お客様センター」の開設）、未利用地の貸付等、経営の効率化を図ることで現行の料金水準を維持してきました。

「5-3-4 投資・財政計画の概要」に示すとおり、現行の料金水準を維持することを前提とした「投資・財政計画」では、費用を収益で賄うことができず、令和 9 年度以降は経常損失が発生する見込みとなります。今後も持続可能な健全経営を引き続き維持していくためには、水道料金を見直し、給水収益の増加を見込むことで財政収支の均衡を図る必要があります。

なお、本計画における水道料金の改定は、令和元年度決算等での試算条件に基づき算出した試算上の結果であり、この試算結果に基づき料金改定を確定するものではありません。

今後、料金改定が必要と思われる経営状況となった際は、「座間市公営企業運営審議会」での審議を経て答申の内容を参考として、水道料金体系、料金改定率、実施時期等の基本方針を決定します。

- **企業債**

近年、本市では、建設改良費の財源として自己財源を活用し、将来世代の後年度負担を軽減するため企業債残高の抑制に努めてきました。今後の水道施設の更新投資においては、第 1 配水場の再編成工事等により多大な費用を要するため、料金収入だけでは賄えない財源を企業債の発行により対応し、今後も増加する更新需要に充てることとします。

一方で、後年度の財政負担を考慮し、企業債残高の低減を図るため、長期で低金利な資金等の発行条件の良い企業債の計画的な活用に努めます。

5-3-4 投資・財政計画の概要

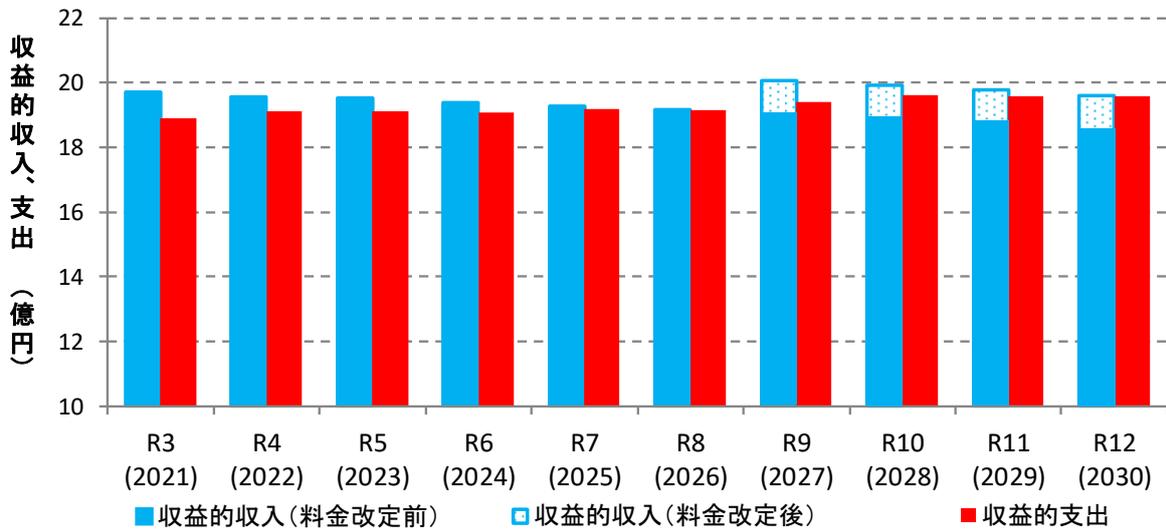
計画期間内における「投資・財政計画」の概要は次のとおりです。「投資・財政計画」の詳細は、巻末に参考資料として掲載しています。

表 5.5 投資・財政計画の概要

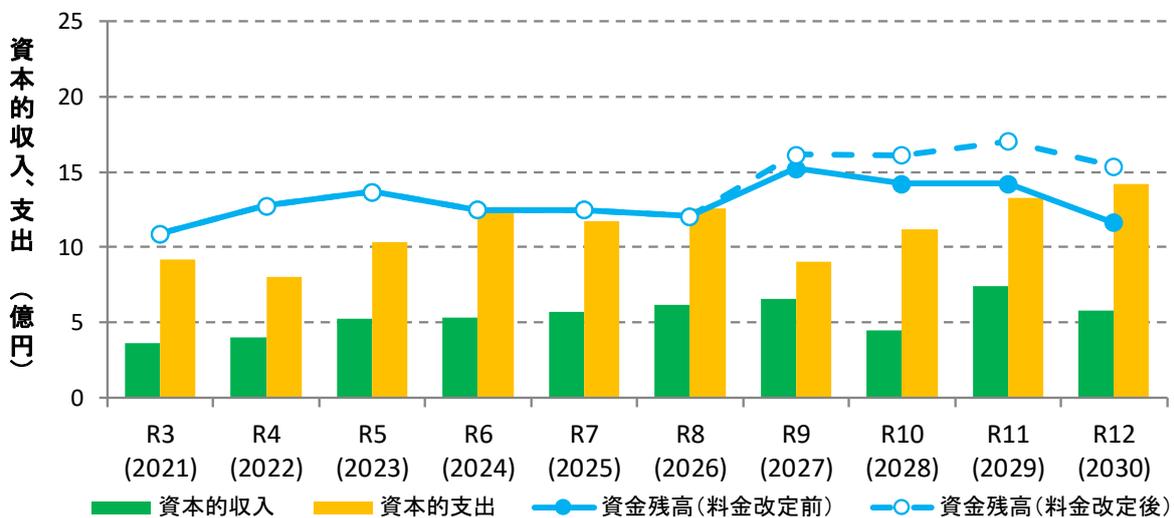
(単位:百万円)

区 分	計画年度										
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	
収益的收入	1,970	1,957	1,951	1,939	1,929	1,918	1,913	1,897	1,883	1,868	
料金改定後	-	-	-	-	-	-	2,007	1,991	1,976	1,961	
収益的支出	1,888	1,911	1,912	1,909	1,920	1,915	1,941	1,962	1,957	1,957	
経常損益	82	46	39	30	9	4	△28	△65	△75	△89	
料金改定後	-	-	-	-	-	-	66	29	19	4	
資本的收入	361	398	521	531	571	613	658	450	743	580	
資本的支出	915	803	1,036	1,266	1,171	1,258	905	1,122	1,323	1,416	
累積欠損金	0	0	0	0	0	0	33	102	177	266	
料金改定後	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	
補填財源不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金改定後	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	

収益的収支



資本的収支



06 今後の取組

6-1 今後の投資についての取組

施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	施設や管路の更新に当たっては、今後の水需要を踏まえてダウンサイジング（統廃合）やスペックダウン（性能の合理化）を行います。 計画期間中においては、第1配水場再編成工事に当たり、四ツ谷配水管理所の機能を第1配水場に移転し施設の合理化及び統廃合を図ります。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	上下水道局庁舎建設における民間活用の実績を踏まえ、今後、予定している第1配水場再編成工事等における民間資金の活用を検討していきます。
広域化	県が現在、検討を進めている「神奈川県水道ビジョン」のフォローアップや、水道広域化推進プランの内容を盛り込んだ「(新)神奈川県水道ビジョン」の内容を踏まえ、県内水道事業の広域化の動向を情報収集していきます。

6-2 今後の投資以外の経費についての取組

受水費	神奈川県企業庁への働きかけを通じて、受水費の負担軽減に努めます。
委託料	現在実施している料金徴収・検針業務等の包括業務委託（「水道料金お客様センター」の開設）について、委託業務内容の見直し及び拡大等について検討し、さらなるお客様サービスの充実を目指します。
動力費	第1配水場再編成工事を通じて、より省エネルギーを実現した設備に更新し、動力費を削減します。
修繕費	第1配水場再編成工事や老朽管布設替工事を進めることで、老朽化している施設や管路を更新し、修繕費を削減します。

6-3 今後の財源についての取組

料金	「投資・財政計画」では水道料金を見直し、給水収益の増加を見込むことで財政収支の均衡を図っていますが、今後の投資や投資以外の経費の削減に努め、料金改定幅の抑制について検討していきます。
企業債	今後の更新需要に必要な財源の一部は企業債の発行により対応しますが、将来の財政負担の影響を考慮し、企業債残高の低減に努めます。

07 | 進捗管理

経営戦略のフォローアップについては、下図の PDCA サイクルの考え方に沿って行います。具体的には計画期間が 10 年であることから、下記のタイミングで見直しを図ります。

① 経営戦略策定後の中間見直し（概ね 5 年後）

経営戦略策定時と大きく環境が変化したり、経営状況等において現状とのかい離が大きかったりする場合、必要に応じて経営戦略を見直します。

② 新たな経営戦略の策定（10 年後）

10 年後に施策の実施状況を踏まえて、新たに 10 年間の経営戦略を策定します。



図 7.1 経営戦略の PDCA サイクル

資 料 編

収益の収支

区 分		年 度	令和1 (決算)	令和2 (予算)	令和3	令和4
収 益 入 の 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		1,665,697	1,653,393	1,643,532	1,637,349
	(1) 料 金 収 入		1,627,250	1,608,743	1,605,085	1,598,902
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		25,298	27,853	25,298	25,298
	(3) そ の 他		13,150	16,797	13,150	13,150
	2. 営 業 外 収 益		337,358	349,229	326,383	319,442
	(1) 補 助 金			2,380	2,380	2,380
	他 会 計 補 助 金					
	都 道 府 県 補 助 金			2,380	2,380	2,380
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		191,514	189,358	178,734	171,793
	(3) 加 入 金		112,575	126,177	112,000	112,000
	(4) そ の 他		33,269	31,314	33,269	33,269
	収 入 計 (C)		2,003,055	2,002,622	1,969,915	1,956,791
	収 益 支 出	1. 営 業 費 用		1,849,046	1,900,806	1,856,747
(1) 職 員 給 与 費			168,547	171,887	168,621	168,621
基 本 給 与 費			81,756	83,357	81,756	81,756
退 職 給 付 費			1,150	1,224	1,224	1,224
そ の 他			85,640	87,306	85,640	85,640
(2) 経 費			1,045,022	1,090,026	1,055,635	1,055,635
動 力 費			114,523	120,357	114,523	114,523
修 繕 費			96,933	117,741	96,933	96,933
材 料 費						
委 託 料			349,127	358,551	359,740	359,740
受 水 費			393,509	396,251	393,509	393,509
そ の 他			90,930	97,126	90,930	90,930
(3) 減 価 償 却 費			635,477	638,893	632,492	654,963
2. 営 業 外 費 用		36,810	32,387	31,411	32,023	
(1) 支 払 利 息		32,629	29,934	27,230	27,842	
(2) そ の 他		4,181	2,453	4,181	4,181	
支 出 計 (D)		1,885,855	1,933,193	1,888,158	1,911,241	
営 業 損 益		△ 183,348	△ 247,413	△ 213,215	△ 241,869	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		117,200	69,429	81,757	45,550	
特 別 利 益 (F)		305	577	305	305	
特 別 損 失 (G)		6,535	38,448	28,254	186	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 6,230	△ 37,871	△ 27,948	120	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		110,970	31,558	53,809	45,670	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)						
流 動 資 産 (J)		1,848,387	1,356,975	1,382,109	1,565,734	
う ち 未 収 金		203,539	203,539	203,539	203,539	
流 動 負 債 (K)		445,575	448,214	462,658	468,442	
う ち 建 設 改 良 費 分		130,047	132,686	147,130	152,914	
う ち 一 時 借 入 金						
う ち 未 払 金		245,230	245,230	245,230	245,230	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						

(単位:千円(税抜), %)

令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
1,635,483	1,626,023	1,620,218	1,614,555	1,706,976	1,695,714	1,689,161	1,681,957
1,597,036	1,587,576	1,581,771	1,576,108	1,668,529	1,657,267	1,650,714	1,643,510
25,298	25,298	25,298	25,298	25,298	25,298	25,298	25,298
13,150	13,150	13,150	13,150	13,150	13,150	13,150	13,150
315,755	313,243	309,070	303,898	300,345	295,540	286,860	279,061
2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
168,106	165,594	161,421	156,249	152,696	147,891	139,211	131,412
112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000
33,269	33,269	33,269	33,269	33,269	33,269	33,269	33,269
1,951,238	1,939,266	1,929,288	1,918,453	2,007,321	1,991,254	1,976,021	1,961,018
1,880,387	1,875,964	1,885,164	1,877,587	1,901,011	1,920,907	1,913,691	1,910,281
168,621	168,621	168,621	168,621	168,621	168,621	168,621	168,621
81,756	81,756	81,756	81,756	81,756	81,756	81,756	81,756
1,224	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224
85,640	85,640	85,640	85,640	85,640	85,640	85,640	85,640
1,055,635	1,055,635	1,055,635	1,055,635	1,055,635	1,055,635	1,055,635	1,055,635
114,523	114,523	114,523	114,523	114,523	114,523	114,523	114,523
96,933	96,933	96,933	96,933	96,933	96,933	96,933	96,933
359,740	359,740	359,740	359,740	359,740	359,740	359,740	359,740
393,509	393,509	393,509	393,509	393,509	393,509	393,509	393,509
90,930	90,930	90,930	90,930	90,930	90,930	90,930	90,930
656,132	651,709	660,909	653,332	676,756	696,652	689,436	686,026
31,896	33,007	35,220	37,281	39,815	41,044	43,519	46,758
27,715	28,826	31,039	33,100	35,634	36,863	39,338	42,577
4,181	4,181	4,181	4,181	4,181	4,181	4,181	4,181
1,912,283	1,908,971	1,920,384	1,914,868	1,940,826	1,961,951	1,957,210	1,957,039
△ 244,904	△ 249,941	△ 264,946	△ 263,032	△ 194,035	△ 225,193	△ 224,530	△ 228,324
38,955	30,295	8,904	3,585	66,495	29,303	18,811	3,979
305	2,368	305	305	2,802	543	305	305
186	9,805	186	186	8,249	5,491	186	186
120	△ 7,436	120	120	△ 5,446	△ 4,947	120	120
39,075	22,859	9,024	3,705	61,049	24,356	18,931	4,099
1,658,450	1,532,617	1,533,044	1,488,548	1,894,375	1,883,374	1,976,877	1,810,999
203,539	203,539	203,539	203,539	203,539	203,539	203,539	203,539
478,872	482,800	485,521	483,461	474,856	490,330	508,915	528,747
163,344	167,272	169,993	167,933	159,328	174,802	193,387	213,219
245,230	245,230	245,230	245,230	245,230	245,230	245,230	245,230

資本的収支

区 分		年 度		令和3	令和4	
		令和1 (決算)	令和2 (予算)			
資本的 収入	資本的 収入	1. 企業債			352,000	289,000
		うち資本費平準化債				
		2. 他会計出資金				
		3. 他会計補助金				
		4. 他会計負担金	4,738		4,738	4,738
		5. 他会計借入金				
		6. 国(都道府県)補助金				
		7. 固定資産売却代金	64	440	64	64
		8. 工事負担金	4,582	26,971	4,582	4,582
	9. その他	300,000	100,528		100,000	
	計 (A)	309,384	127,939	361,384	398,384	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純計 (A)-(B) (C)	309,384	127,939	361,384	398,384	
	資本的 支出	資本的 支出	1. 建設改良費	623,411	929,936	782,244
うち職員給与費			47,173	51,886	47,173	47,173
2. 企業債償還金			119,350	130,048	132,686	147,130
3. 他会計長期借入返還金						
4. 他会計への支出金						
5. その他			222,448	125,000		
計 (D)	965,208	1,184,984	914,930	803,246		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		655,824	1,057,045	553,546	404,862	
補填財源	補填財源	1. 損益勘定留保資金	487,663	972,505	482,433	345,215
		2. 利益剰余金処分額				
		3. 繰越工事資金	119,350			
		4. その他	48,811	84,540	71,113	59,647
計 (F)	655,824	1,057,045	553,546	404,862		
補填財源不足額 (E)-(F)						
他会計借入金残高 (G)						
企業債残高 (H)		1,726,280	1,596,232	1,815,546	1,957,416	

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和3	令和4
		令和1 (決算)	令和2 (予算)		
収益的 収支分	収益的収支分	11,856	13,176	11,856	11,856
	うち基準内繰入金	6,976	8,058	6,976	6,976
	うち基準外繰入金	4,880	5,118	4,880	4,880
資本的 収支分	資本的収支分	4,738	6,921	4,738	4,738
	うち基準内繰入金	4,738	6,921	4,738	4,738
	うち基準外繰入金				
合 計		16,594	20,097	16,594	16,594

(単位:千円(税込))

令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
402,000	512,000	462,000	504,000	329,000	441,000	534,000	571,000
4,738	4,738	4,738	4,738	4,738	4,738	4,738	4,738
64	64	64	64	64	64	64	64
4,582	4,582	4,582	4,582	4,582	4,582	4,582	4,582
110,000	10,000	100,000	100,000	320,000		200,000	
521,384	531,384	571,384	613,384	658,384	450,384	743,384	580,384
521,384	531,384	571,384	613,384	658,384	450,384	743,384	580,384
883,140	1,103,131	1,003,417	1,087,542	736,706	962,691	1,148,659	1,222,747
47,173	47,173	47,173	47,173	47,173	47,173	47,173	47,173
152,914	163,344	167,272	169,993	167,933	159,328	174,802	193,387
1,036,054	1,266,475	1,170,689	1,257,535	904,639	1,122,019	1,323,461	1,416,134
514,670	735,091	599,305	644,151	246,255	671,635	580,077	835,750
434,385	634,806	508,085	545,284	179,282	584,118	475,653	724,591
80,285	100,285	91,220	98,867	66,973	87,517	104,424	111,159
514,670	735,091	599,305	644,151	246,255	671,635	580,077	835,750
2,206,502	2,555,158	2,849,886	3,183,893	3,344,960	3,626,632	3,985,830	4,363,443

令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
11,856	11,856	11,856	11,856	11,856	11,856	11,856	11,856
6,976	6,976	6,976	6,976	6,976	6,976	6,976	6,976
4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
4,738	4,738	4,738	4,738	4,738	4,738	4,738	4,738
4,738	4,738	4,738	4,738	4,738	4,738	4,738	4,738
16,594	16,594	16,594	16,594	16,594	16,594	16,594	16,594

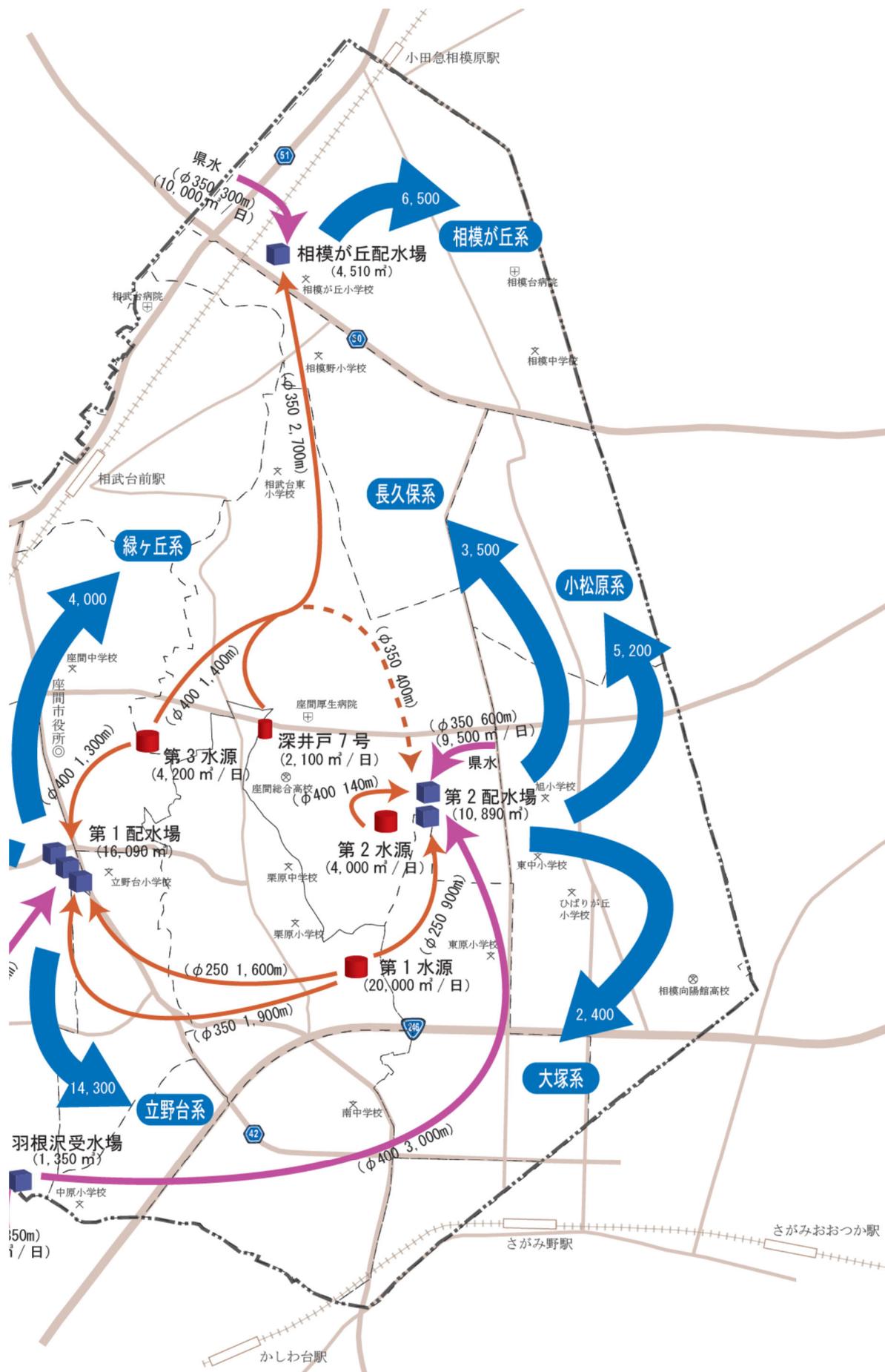
座間市水道事業水運用概要図

凡 例

-  配水池（場）
-  水源・井戸
-  導水ルート
(口径 延長)
-  送水ルート
(口径 延長)
-  配水ルート
-  緑ヶ丘系 配水系統

※ルートはイメージを示したもので
実際の管路とは異なります





あ行	
アセットマネジメント	中長期的な財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な事業運営をしていくために、長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に施設を管理運営することを組織的に実践する活動のこと。
か行	
管路経年化率	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示している。 参考：水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016）業務指標 B503
管路更新率	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。 参考：水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016）業務指標 B504
企業債	地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす地方債（債務）のこと。
企業債残高対給水収益比率	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。 参考：水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016）業務指標 C112
給水原価	有収水量 1 m ³ 当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標である。 参考：水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016）業務指標 C115
給水人口	給水区域内に居住し、水道より給水を受けている人口のこと。
給水普及率	給水区域内における人口の内、現状の給水人口との比をいう。なお、行政区域内人口と給水人口の比は水道普及率という。
給水量	配水池等から配水管に送り出された水量のこと。給水量は料金水量、消火用水量、メーター不感水量、事業用水量などの有効水量と、漏水量などの無効水量に区分される。
供給単価	有収水量 1 m ³ 当たりの給水収益の割合を示すもので、水道事業でどれだけの収益を得ているかを表す指標の一つである。 なお、供給単価が低額である方が水道サービスの観点からは望ましいが、水源、原水水質等の違いによって、給水のための経費に大きな差があるため、単純に金額だけで判断することは難しい。 参考：水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016）業務指標 C114
クリプトスポリジウム	人や動物の腸管に寄生する病原微生物で、感染すると、腹痛を伴う激しい下痢、腹痛、発熱等をひきおこす。塩素に強く、水道水の消毒程度の塩素濃度ではほとんど死滅されないが、適切な凝集・沈殿・ろ過処理で取り除くことができる。
経常収支比率	当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。 本指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。 参考：水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016）業務指標 C102
減価償却費	固定資産の減価を費用として毎年計上する処理を減価償却といい、この処理によって各年度の費用とされた減価額のこと。減価償却費を計上することで、原価から控除する形で資産価値を減少させるため、実態に近い資産価値を表示することができる。

さ行	
施設利用率	一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。 参考：水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016） 業務指標 B104
資本的支出	施設の建設改良に関する投資的な支出で、企業の将来の経営活動の基礎となり、収益に結びついていくもの。具体的には、施設の建設改良費・企業債償還金が該当する。
資本的収入	施設の建設改良に関する投資的な収入であり、補助金・企業債等が該当する。
収益的支出	水道事業の経営活動によって発生するすべての支出で、資本的支出以外のもの。具体的には施設の維持管理費・減価償却費・企業債利息等が該当する。
収益的収入	水道事業の経営活動によって発生するすべての収入で、資本的収入以外のもの。具体的には料金収入等が該当する。
水源	取水する地点の水を指すが、河川最上流部やダム湖など、その水の源となる地点の水を指す場合がある。本市水道事業の水源は8箇所の井戸と神奈川県企業庁からの受水である。
水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016）	（公社）日本水道協会が、平成17年1月に制定（平成28年3月に改正）した水道サービスを総合的に判断するための規格のこと。
送水施設	浄水した水（本市水道事業の場合、塩素処理した井戸水及び神奈川県企業庁からの受水）を配水池まで送る施設のこと。
総務省繰出基準	一般会計が公営企業会計に対して本来負担（繰出）すべき経費についての、国（総務省）が示す基本的な考え方を「繰出基準」という。一般会計が負担すべき経費とは、公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない、あるいは客観的に充てることが困難なものをいう。具体的には消火栓の維持管理経費等が挙げられる。 「繰出基準」は、毎年度、総務省が定め通知している。
損益勘定留保資金	資本的収支の補填財源の一つで、当年度損益勘定留保資金と、過年度損益勘定留保資金に区分される。当年度損益勘定留保資金とは、当年度収益的収支における現金の支出を必要としない費用、具体的には減価償却費等の資金である。 過年度損益勘定留保資金とは、前年度以前に発生した損益勘定留保資金のことである。
た行	
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金等について、減価償却見合分を収益化したもので、現金を伴わない収益。
逓増型料金体系	使用水量が多くなるにしたがって単価が高くなる料金体系のこと。
は行	
配水場	給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うために、浄水を一時貯える池のこと。
法定耐用年数	地方公営企業法に定められた「減価償却資産」の償却率算出のための年数のこと。

や行	
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。 一般的に、数値が100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができる。
有収水量	料金徴収の対象となった水量のこと。
有収率	施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。 本指標は、100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言える。 参考：水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016） 業務指標 B112
ら行	
流動比率	短期的な債務に対する支払能力を表す指標である。 本指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要である。 参考：水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016） 業務指標 C118
料金回収率	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。 本指標は、供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。 参考：水道事業ガイドライン（JWWA Q 100：2016） 業務指標 C113
アルファベット	
P F I	PFI（Private Finance Initiative）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
P P P	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP（Public Private Partnership：公民連携）と呼ぶ。

座間市水道事業経営戦略

令和3年3月

座間市上下水道局 経営総務課
神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目3番1号

